

会員各位

佐労基協発第39号  
平成30年10月1日

一般社団法人佐野労働基準協会  
会長 藤波一博  
労務管理部会長 寺岡和宣



### 平成30年度労務管理セミナーの開催について

初秋の候 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃より当協会の事業に対しご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
さて、労務管理部会の事業として、標記セミナーを下記により開催しますので、多数の方の出席をお願い申し上げます。  
今回は2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されますので、改正内容について解説していただきます。  
つきましては、資料等の準備の関係もありますので、別紙「申込書」により11月22日(木)までに、FAX(22-9310)等でご回報下さいますようお願い申し上げます。

### 記

- 日時 平成30年12月13日(木) 午後2時～
- 場所 佐野市勤労者会館
- 内容
  - あいさつ  
(一社)佐野労働基準協会 労務管理部会長 寺岡和宣  
栃木労働基準監督署 署長 滝花広隆 様
  - セミナー  
講師 栃木労働基準監督署 副署長 常盤宗孝 様  
演題 働き方改革関連法の改正について  
内容 ①時間外労働の上限規制導入について  
②年次有給休暇の確実な取得について  
③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の禁止について
- 受講料 無料

事業主の皆さまへ

# 「働き方」が変わります!!

2019年4月1日から  
働き方改革関連法が順次施行されます

くわしくは栃木労働局HPへ  
アクセスしてください⇒



Point  
1

施行：2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～

## 時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、**月45時間、年360時間**を原則とし、  
臨時的な特別な事情がある場合でも**年720時間、単月100時間未満**(休日労働含む)、  
**複数月平均80時間**(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。  
⇒時間外労働ができる時間数を設定し、労働基準監督署に届け出ていただく際の様式と記載例を厚生労働省HPにアップしました。

Point  
2

施行：2019年4月1日～

## 年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は、10日以上年次有給休暇が付与される全ての労働者に対し、  
**毎年5日、時季を指定**して有給休暇を与える必要があります。  
⇒時季指定の仕方など、具体的な付与の仕組みを整理した資料を厚生労働省HPにアップしました。

Point  
3

施行：2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～

## 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、  
正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、  
**基本給や賞与などの個々の待遇ごとに**不合理な待遇差が禁止されます。

「働き方」に関する詳細・お悩みは【相談窓口】へ  
改正法の詳細は厚生労働省HP『「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>



ひと、くらし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

栃木労働局

